

大学の教育研究上の目的

令和 7 年 (2025 年) 5 月 1 日現在

大学の目的 (学則第 1 章 第 1 条)

山口県立大学は、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成することを目的とする。

学部の目的 (学則第 1 章 第 4 条 2)

(1) 国際文化学部

国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する人材の育成を目的とする。

(2) 社会福祉学部

地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

(3) 看護栄養学部

生命や人間性を尊重する精神に基づく看護あるいは栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。

研究科の目的 (大学院学則第 1 章 第 3 条 3)

(1) 国際文化学研究科

教育研究を通して、グローバルな感覚を磨き、社会の国際化に対応できる、高度の異文化交流能力とともに、地域の歴史・文化の深い理解に基づき、地域文化を新たに発掘・創造できる能力を備えた人材の育成を目的とする。

(2) 健康福祉学研究科

地域社会で生活する人々が、生涯を通じて身体的・精神的・社会的に健康な生活を維持するための健康福祉に関する地域の諸問題に対応できる高度な専門知識・技術と実践能力を備えた人材の育成を目的とする。

博士前期課程 高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

博士後期課程 自立した研究者・教育者等の専門的業務に従事するに必要な研究・実践能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

別科の目的（学則第 1 章 第 6 条 2）

地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師の育成を目的とする。